

広陵町告示第17号

広陵町統計調査員登録要綱を次のように定める。

平成25年5月30日

広陵町長 平岡 仁

広陵町統計調査員登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国又は奈良県からの委託により実施する統計調査及び広陵町が実施する統計調査に従事する統計調査員（統計法（平成19年法律第53号）第14条に定める統計調査員をいう。以下同じ。）の候補者をあらかじめ登録することにより、統計調査員の推薦又は任命に係る事務を円滑に進めるための広陵町統計調査員登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 広陵町統計調査員（以下「町調査員」という。）の登録基準は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する満20歳以上の者
- (2) 心身ともに健全な者
- (3) 職務上知り得た秘密の保持等に関し、十分信用できる者
- (4) 責任を持って統計調査の事務を遂行できる者
- (5) 町調査員として、不相当と認められる職業又は経歴を有しな

い者

- (6) 町税等を滞納していない者
- (7) 公職の候補者の選挙活動に直接関係のない者
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（登録の申込み）

第3条 町調査員登録の申込みをしようとする者は、広陵町統計調査員登録申込書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

（登録の推薦）

第4条 町長は、大字又は自治会において町調査員が欠けたときは、広陵町統計調査員登録推薦依頼書（第2号様式）により当該大字区長又は自治会長に町調査員登録の推薦を依頼するものとする。

2 大字区長又は自治会長は、前項の依頼があったときは、当該大字又は自治会の中から推薦者を選出し、遅滞なく広陵町統計調査員登録推薦書（第3号様式）により推薦するものとする。

（登録）

第5条 町長は、次に掲げる者の中から適任者を選考し、町調査員として登録するものとする。

- (1) 登録の申込みをした者
- (2) 大字区長又は自治会長から推薦のあった者

（登録基準の確認）

第6条 町長は、前条の登録に当たり、第2条に定める登録基準を確認し、必要に応じて広陵町統計協会の意見を求めることができる。

（委嘱）

第7条 町長は、前条の確認の後、町調査員に登録するときは委嘱状を交付するものとする。

(登録の取消し)

第8条 町長は、町調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 町調査員から、登録を取り消す旨の申出があったとき。
- (2) 町調査員が、第2条に定める登録基準に欠けることとなったとき。
- (3) その他町調査員として不相当と認められるとき。

(統計調査員の推薦等)

第9条 町長は、統計調査員に推薦し、又は任命しようとするときは、町調査員の中から選考するものとする。

2 町長は、前項の推薦又は任命に当たっては、調査の概要を示した上で、本人の意向を確認しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日、現に広陵町統計協会の会員である者は、この要綱の規定による町調査員とみなす。

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

広陵町統計調査員登録推薦依頼書

様

広陵町長

印

広陵町統計調査員の登録に当たり、貴大字・自治会から候補者の推薦をお願いいたします。

なお、推薦書の提出は、広陵町統計調査員登録推薦書をお願いいたします。